

65歳以上の皆様へ
60～64歳で内部障がいをお持ちの方へ

豊丘村長 下平 喜隆

65歳以上のインフルエンザ予防接種について

この予防接種は、強制ではありません。
本人が希望される場合に受けるようにしてください。

下記のとおり、インフルエンザ予防接種を予防接種法に基づいて実施し、接種費用の一部を公費負担します。予防接種を希望される方は、かかりつけの医療機関へ事前に予約をしてから受診するようにしてください。

記

- 実施期間 平成28年10月15日 ～ 平成29年1月15日まで
- 対 象
 - ・ 豊丘村に住所があり、接種する日に満65歳以上の方（昭和27年1月15日以前に生まれた方）
 - ・ 豊丘村に住所があり、接種する日に60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器に障がいがある方（身体障がい者手帳1級をお持ちの方）
- 受 け 方
 - ① 飯田下伊那地区の医療機関へ接種の予約をしてください。日頃の健康状態をよく知る「かかりつけ医」で受けましょう。
 - ② 予約をした日に医療機関へ行き予防接種を受けてください。
- 接種日の持ち物
 - ・ インフルエンザ予防接種予診票
予診票がない場合は、通常の接種料金をお支払いいただきます。
 - ・ 本人負担額 2,000円
接種費用4,673円のうち2,673円を村が負担します。
※生活保護世帯、中国残留支援給付を受けている方は無料です。
異動（認定・停止）があった場合はお申し出ください。
 - ・ 保険証
- そ の 他
 - ・ 接種回数は一人1回です。
 - ・ 施設等に入所されている方で、施設で集団接種される方は自己負担が異なりますので、施設へお問い合わせください。

〔お問い合わせ〕

豊丘村役場 健康福祉課 保健衛生係
電話 35-9061